

(第4条関係)

雑誌スポンサーの基準

県立長野図書館雑誌スポンサー実施要綱第4条第1項8号の雑誌スポンサー制度の対象としない者は、次に掲げるとおりとする。

- 1 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業又は第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
- 2 主として次に掲げる営業等を営む者。ただし次に掲げるもののうち主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第30条第1項の一般社団法人の社員であるものを除く。
 - ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち主として同条第20項に規定するデリバティブ取引を行うもの
 - イ 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業のうち主として同法第2条第1項第14号に掲げる有価証券又は同条第2項に規定により有価証券とみなされる権利（同項第1号及び第5号に掲げるものに限る。）について同法第28条第2項各号に掲げる行為を行うもの
 - ウ 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第4項に規定する投資運用業のうち主として同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第5号及び第6号に掲げるものに限る。）について同法第28条第2項各号又は同条第4項各号に掲げる行為を行うもの
 - エ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第1項に規定する質屋営業
 - オ 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第17項に規定する商品取引債務引受業
 - カ 商品先物取引法第2条第22項第3号又は第4号に規定する商品先物取引業
 - キ 特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売、同条第2項に規定する通信販売又は同条第3項に規定する電話勧誘販売
 - ク 特定商取引に関する法律第58条の4に規定する訪問販売
 - ケ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - コ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第2条第3項に規定する商品投資顧問業
 - サ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第2項に規定する探偵業
- 3 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- 4 社会的な問題を起こしている者